

軍人の抗命権・抗命義務

水島朝穂

早稲田大学教授



こんにちには、水島です。今日の講演会は、大変重要なものになると思います。この後、ドイツ連邦軍陸軍少佐のフローリアン・パフさんがお話しします。日本の場合、軍隊の内部分からの声というのはほとんど聴こえてきませんが、今回話をされるのは、陸軍少佐、現役の将校です。日本とはかなり事情が違います。これは、ある程度風通しがよいというドイツの軍隊の特徴の一つですが、一方で大変厳しい現実もあります。それらを学ぶことは、私たちがこれからの日本の平和を考える上で、大変重要な意味を持つと私は考えております。

まず、最初に紹介することがあります。パフさんは、1999年、ユーゴスラヴィアへのNATOの空爆にドイツ連邦軍が加わったことについて、国際法及び憲法に違反するものという立場をとっておられます。ユーゴ空爆の際には、「他に手段がなかった」「人道のための爆弾」あるいは「人権のための空爆だ」などの理屈をつけて、シュレーダー首相やフィッシャー外務大臣らは人権のための戦争を語ったわけですが、それも全く嘘だった。これはコソボ紛争における嘘です。今日のお話には「嘘」というキーワードが後ほど何度も出てくると思います。私たちはこんにち、この

ような「嘘」をたくさん目にしています。大量破壊兵器があることを理由としたイラク戦争。大量破壊兵器は一体どこにあったのでしょうか。

また、今回の海賊問題でも政府内閣が提出した法案にも「嘘」が含まれています。海賊、海賊と騒いでいますが、一体ソマリア沖で何が起っていたか。それについて、誰も正確な情報を持たないまま軍艦を送り彼ら“海賊”を叩こうとしています。しかし、あの海賊といわれている人々は、実はソマリアの漁船員、漁民であり、また国境警備隊員でもあった。つまりあれだけ国家が崩壊したソマリアに、EUやアメリカや日本の船が行って乱獲をし、核廃物を領海内に捨てた。それに対し、彼らは一種の損害賠償金の取立てを海賊行為でやっているわけです。もちろん、海賊行為は確かに誤りですし、取り締まらなければなりません。軍艦で叩き潰すというのはどうなのか、という議論があり得る。にもかかわらず、残念ながら日本も海上自衛隊の護衛艦やP3C哨戒機まで使ってそれをやろうとしているわけです。

さて、今日のパフさんのお話の画期的な点は、ドイツにおいて軍人が内側から告発をした、ということとであります。そのことの意味を、より深くご理解いただくために、まず、ドイツの憲法と軍事的システムについて基本的な事柄をご説明したいと思います。

ドイツの憲法と日本の憲法はかなり違います。今から60年前、1949年5月23日、ドイツ連邦共和国基本法（憲法）が制定されました。その後54（ないし52）回改正されています。直近の改正は2006年です。1956年の第7回の改正で徴兵義務、軍人の基本権、連邦議会防衛委員会、防衛オプズマンに関する条項が、基本法に盛り込まれました。ドイツの場合、再軍備は憲法を改正して行いました。そして、1968年の第17回改正で包括的な緊急事態法制も導入しました。

つまりドイツでは、軍事的な、あるいは非常事態の仕組みは、憲法の改正を通じて行われてきたわけですね。基本法改正は両院の3分の2の多数で可決ですから、野党の賛成を得なくてはならない。そこですり合わせが行われる。とりわけ1956年改正では、新たな軍の創設、再軍備をするわけですから、当時の首相アデナウワーは、ポーランドとフランスに配慮し

て、たくさんの方々が考えました。つまりナチスが復活するの
かという声に対して、ドイツ連邦軍、Bundeswehr は、「制服を着た市民」
(Staatsbürger im Uniform) であって、ナチス時代のような無批判で、盲
目的な軍人ではない、ということを説明するための仕組みをたくさん入れ
ました。

このような経緯で生まれたドイツの軍事システムで重要なポイントは4
つあります。

第一に、この「制服を着た市民」というコンセプトの下、基本法に軍人
の基本権という条文を入れたことです。基本法第17条です。つまり軍人
も基本権の担い手だということが明記されましたから、いろいろ制約はあ
るにせよ、基本的にそれを根拠にたたかえる。

ドイツの軍人は、Mitdenkende Soldaten、盲目的服従ではなく批判的な
「共同思考的」軍人であることが理想とされ、これも「制服を着た市民」
というコンセプトの具体化と理解されました。連邦軍連盟 (Bundeswehr-
Verband) もそのあらわれです。そこには軍人が階級抜きで集い、団体交
渉もやればデモもやる。国防大臣に対して直接、軍人が屋内でデモンスト
レーションをしたのを、私は1999年、ベルリンで直接取材したことがあ
ります。一種の労働組合的な側面も持っています。基本的には労働組合
ではないのですが、勤務条件その他について交渉できる。

さらに、Darmstaedter Signal という、パフさんが参加している批判的
軍人の団体があります。人数はさほど多くはありませんが、戦争に反対
し、将校が会長のを務める活動家集団が軍隊の中にあって、それが禁止され
ていない。これがポイントの第一です。

第二に、日本とは異なり、議会の力が大変強いことです。連邦議会の防
衛委員会が、防衛政策全般に対してチェック機能を持ち、厳格な議会統制
が行われる。日本のように、議会を無視して政府が勝手に事後承諾でやる
ということがないわけです。

第三に、議会の任命する防衛オプンズマン (防衛監察委員) の存在で
す。ドイツ軍人や家族の訴えをこのオプンズマンが調査して、毎年一回、
連邦議会に報告書を出します。軍隊内部のいじめ事件や自殺事件、あるい
はさまざまな待遇の不満、これを議会に直接報告する中立の機関が、日本

にもあれば、もみ消されるようなことがないはずですが、これは憲法9条に
より自衛隊は違憲だという立場をとる憲法学者でも、二次的抗弁として、
法律に基づいて自衛隊内部に風通しを良くする議会オプンズマンをつくれ
という提案は可能だということを強調したい。

第四に、ドイツの場合、「命令は命令だ」、「法律は法律だ」という考え
方を採らないということです。違法な命令でも命令には従わなくてはいい
ない、という考え方が、ナチスの時代、ドイツ国防軍によるユダヤ人虐殺
を招いたという反省がある。「悪法も法である」という考え方は、こと軍
人の命令に関して否定されたわけですね。

そしてドイツの軍人法 (Soldatengesetz) 第11条には、違法な命令に
は従ってはならない、人間の尊厳を毀損するような命令に従わなくても、
不服従は成立しないという趣旨の規定があります。たとえば上官が子ども
を殺せと命令したとき、これはしてはならない、違法だ、と言ってその命
令に逆らっても処分されないという規定が法律にあります。抗命をしても
よろしいということが法律に書いてある。

パフさんは、違憲のイラク戦争、国際法違反のイラク戦争に参加しない
ことが、自己の良心に忠実であると同時に、このドイツ連邦軍を作ったと
きの理念、それにも適合的だという信念をお持ちです。彼自身の政治信条
は、CDU (キリスト教民主同盟) を支持するいわゆる保守派ですが、違
法な戦争に加担しないという彼の信念は、ドイツ連邦軍設立の理念なので
す。ドイツではナチスへの反省から、再軍備の際には、こまめに述べたよ
うな一連の「安全装置」を、憲法や法律で組み込んでいって軍隊を作っ
た。しかし現実にはこれを換骨奪胎する動きがドイツにもあります。

実際に時の政権は、これを換骨奪胎してきました。シュレーダー政権の
とき、ドイツ軍はユーゴ空爆に加わり、さらに、イラク戦争へも実質的参
加。表では反対しておきながら、裏では実質的にアメリカ軍に協力する
という嘘を積み重ねてきたわけですね。

そこで次に、ドイツ軍の海外派遣の歴史をざっとお話ししようと思いま
す。ドイツの場合、ポーランドとフランスという国を常に意識して、その
批判を自覚していたからこそ、先ほど述べたように軍人の基本権を保障

し、軍事オンブズマンを作り、議会の統制を強化して、再軍備を果たしました。しかしながら同時に、やはりドイツの軍隊も国家の装置として、政治の道具として使われます。そして、冷戦まではまだ良かった。冷戦のときは、海の向こうではなく、国境の向こうの東ドイツから T72 などの戦車が押し寄せてくるというのが、ドイツにとつての戦争でした。ですからドイツの軍隊の構成は陸軍を要として、ソビエト軍と向き合う態勢になっていました。

それが 1979 年 12 月、流れは変わります。アメリカがパーシング II と巡航ミサイルをドイツなどに配備しようとした。ソビエトの SS20 という中距離核兵器に対抗して反撃するミサイルです。そのとき、東西ドイツを越えて反核運動が盛り上がりました。当時陸軍少将だったゲルト・バステアンも核配備に反対して、首相に辞表を叩きつけて平和運動に入っている。軍人としてのその姿勢は、パフさん同様、まさに凛としたものがありました。核ミサイル配備に軍人も抵抗し、最終的にソビエトの方でゴルバチョフが登場した。ゴルバチョフとブツシュ（父）が交渉し、中距離核兵器は全廃されました。反核運動の世界的な広がり、市民のたたかいが中距離核全廃の方向を決定したのです。

冷戦体制崩壊後、各国の軍隊は生き残りを賭けて海外に敵を求めた。つまり戦争のネタを海外に求めて、地域紛争や宗教紛争、民族紛争にヨーロッパの軍隊が介入し、いわば食い扶持をつなごうとする。そういう中で、海外派遣が始まった。

最初ドイツは、カンボジアへ衛生部隊、ソマリアへ輸送部隊を出す。このあたりは日本とよく似ていて、当初は、非軍事的な形でしか出せないと言っていた。ボスニア紛争の際も、最初はコール政権ですら、ドイツ軍の海外派遣に慎重でした。そこでまず、アドリア海に駆逐艦を出した。それから AWACS 早期警戒管制機をボスニア上空に飛ばしました。これすら憲法違反だという訴訟が、連邦憲法裁判所に出されています。1994 年 7 月 20 日、連邦憲法裁判所は、これに限定した合憲判決を出しました。海外に軍隊を出すときには、連邦議会の過半数の同意を必要とする。そういう条件付きで海外派遣への道が開かれました。しかし、戦闘行動には限界がありました。ドイツの軍隊は戦闘行動できない、これも日本と似ていて、

ずっと後方支援が中心になった。

ところが、1999 年 3 月 24 日、コソボ紛争の際に、ドイツ連邦軍はトルネードという戦闘機を出して、遂に戦闘行動をやってしまいました。そこから一気にタガが外れていきます。そして、アフガン戦争でも戦闘部隊を出し、現在いわゆる特殊部隊 (KSK) をアフガニスタンに送って、実際に人を殺しています。今日本でも、陸上自衛隊が中央即応集団を編成して、その実動部隊の中央即応連隊を宇都宮に置いている。これをいよいよ使うことになりました。まずは海賊退治から。そして、武器使用を正当防衛以外の任務遂行射撃でもできるように拡大する。

ドイツでも事情は同じです。そういう反復継続する海外派遣の連鎖の中で、最終的には地上軍を派遣してしまいました。そして遂にアフガニスタンには特殊部隊を送り、海賊問題でも、結局軍艦を送っているわけです。一般的にはシュレーダーはイラク戦争にフランスと共に反対したというイメージがありますが、実際そうではなかった、嘘があったということが、後ほどこのイラク戦争に断固反対したパフさんのお話の中で暴露されると思います。だから私たちは嘘とたたかわなくてはならない。戦争の前には必ず嘘があつて、真っ先に死ぬのは真実であるといわれていますが、今日会場におられるジャーナリストの人にも、海賊問題も含めて、やはり目の前の報道に追われることなく、パフさんのような方のお話を聴いて、批判的に検証をする視点を持っていたきたい。このことを、強調したいと思います。

最後に、“平和のための軍人” (Soldaten für Frieden) についてお話しします。「平和のための軍人」。こう言うと、日本人にとっては非常に違和感があります。軍隊は人殺し、軍隊は殺人者、というイメージが強い。しかし、ドイツでは軍隊の中に、パフさんのような人がいる。軍隊に限らず、警察官の中にも裁判官の中にも、あるいはマルサの中にもいろいろな人がいるわけであつて、その中で悩みながら職務を執行している。その職務が、犯罪行為や、人間の尊厳を侵す行為、あるいは国家による嘘と一体化した国民を騙す行為に関わるときには、まさに自己の良心に基づいて告発をしたり、抵抗したりする。良心的兵役拒否は、ドイツでは基本法に書き

込まれている、文字通りの憲法上の権利であります。

これまで、日本の憲法にはそういう規定がないと言われてきました。しかし、2009年2月24日、岡山地方裁判所で出されたイラク派遣の判決の中で、裁判官は、平和的生存権は当然のように保障される、そこには、徴兵拒絶権、軍事労働拒絶権も含まれる、と判示した。平和的生存権は、このような内容を持っています。

例えば35年半前、長沼事件で札幌地裁の福島重雄裁判長は、判決の中で平和的生存権を明示しました。その福島裁判長は長らく沈黙を守ってきた。そして35年目にして語られた証言を、この間私は本にした(福島重雄・大出良知・水島朝穂共編『長沼事件 平賀書簡』(日本評論社))。35年目の証言というのは重い。しかし日本ではこういう判決を出した裁判官は長期の沈黙を強いられた。そのような苦労の中で出された平和的生存権があるからこそ、私たちも今この権利を使って戦争協力を拒否できるわけです。ただ、「開かれた裁判所」という観点からすると、日本の裁判官——裁判官のみならず警察官や自衛隊員——は閉じられた世界にあって、市民という顔を見せることが少ない。

一方ドイツでは、パフさんの存在が明らかにするとおり、現職の陸軍少佐が日本まで来て、ドイツ政府の批判をする、ドイツ連邦軍は憲法違反の戦争に参加したと告発をする。これをドイツの軍隊はまだ許している、大尉に降格されたのを、連邦行政裁判所でこの処分を取り消したという画期的な司法の働きもあるわけです。私はここにも、ドイツにおいて、多様な、批判的思考というものが息づいていると思います。そういうことを許容する社会、そういう市民社会が羨ましいと思うし、それを我々は日本に作っていかねばならない。

日本で自衛隊に反対するというと、すぐ左翼だとか過激派だとかいう話になります。パフさん自身は真正銘の保守派です。その人が何故こういうことをするのかを目の当たりにすることで、真の市民社会の在り方が、見えてくると思います。その意味では非今日のお話を通じて、ドイツとドイツの軍隊の在り方を学び、それとともに最終的には日本国憲法が発するメッセージ——平和の仕組み、平和の守り方と創り方——、それを学んでいただきたいということを最後に申し上げて終わりたいと思います。

す。

[本稿は、2009年4月18日に法学館憲法研究所が開催した講演会「軍人の抗命権・抗命義務——イラク戦争への加担を拒否したドイツ連邦軍少佐に聞く」における水島朝穂教授の概説の抄録です。]

column

映画『ワルキューレ』

～法学館憲法研究所ホームページ//シネマ・DE・憲法より抜粋
<http://www.jicl.jp/>

第一次大戦後、ヒトラーはドイツの政権を握り、軍の最高位に就きました。ある軍の幹部が戦禍の拡大に異を唱え、ヒトラーの暗殺を試みました。その様子を描いた映画です。

戦後のドイツはヒトラーの支配を否定することから出発しました。東西冷戦の最前線におかれたことから、西ドイツでは戦後まもなく軍隊が創設され、NATO軍にも参加するようになったことは検証されるべきです。軍の活動に様々な制約が課せられたことは注目されます。軍のNATO域外への派遣については議会や裁判所で厳格な議論が行われます。また、国民には良心的兵役拒否が認められ、軍人も人権や平和の考え方に反する命令を拒否できるのです。

軍の活動に対するドイツ社会の制約は日本とは対照的です。日本では憲法に反する自衛隊が創設され、海外派遣が拡大してきました。戦前の日本の侵略を否定する発言をする自衛隊幹部も現れます。ドイツから学ぶ意義はいまなお大きいと思われます。

この映画を観て、ドイツには軍幹部にもヒトラーに反旗を翻す動きがあったことに驚かされます。日本にも戦時中に反戦運動がありました。現役軍人の動きはほとんど聞きません。ドイツでイラク戦争に反対する軍幹部が現れ、その主張を裁判所が認めましたが、ドイツでこのようなことが起こる社会的歴史的な背景を感じさせる映画です。

【映画情報】

2008年製作 アメリカ/ドイツ 120分

フライン・シンガー監督

トム・クルーズ、ビル・ナイ、ケネス・ブラナー、トム・ウィルキンソン他 出演